

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第1四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 大阪市立弘済院ボイラー保守 点検業務委託	01:02:14：その他設 備	株式会社日本サーモエナジー関西支社 支社長 桑原 敏寿	257,345	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
2	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護 老人ホーム 電気錠保守点検業務	01:02:14：その他設 備	株式会社J E I 代表取締役 山之口 英史	269,500	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
3	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院医療 ガス設備保守点検整備業務委託	07:01:01：医療・試 験検査、理化学機器 等保守	近畿医療設備株式会社 代表取締役 米川 吉郎	902,000	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
4	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院MR I エアネットシステム保守点検業務委託	01:02:04：空調・冷 暖房・換気設備	ダイキン工業株式会社 西日本サービス部長 東野 哲弥	284,900	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
5	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 ガ スヒートポンプ保守点検業務委託	01:02:01：電気設備	大阪瓦斯株式会社 エナジーソリュー ション事業部 業務部長 高橋 周	196,955	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
6	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院調剤 支援システム・自動錠剤分包機保守点検業 務委託	07:01:01：医療・試 験検査、理化学機器 等保守	小西医療器株式会社 代表取締役 林 高広	970,200	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
7	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院超音 波診断装置装置保守点検業務委託	07:01:01：医療・試 験検査、理化学機器 等保守	キヤノンメディカルシステムズ株式会 社 関西支社 大阪支店 支店長 天 満 清文	224,400	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
8	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院人工 呼吸器保守点検業務委託にかかる所要経費	07:01:01：医療・試 験検査、理化学機器 等保守	宮野医療器株式会社 代表取締役 宮野 哲	425,700	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
9	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 除 細動器装置保守点検業務委託	07:01:01：医療・試 験検査、理化学機器 等保守	フクダ電子近畿販売株式会社 代表取締役 宮本 英幸	36,300	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
10	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院非常 勤医師等放射線被曝線量測定業務委託（概 算契約）	27:医療用機器	株式会社千代田テクノル 大阪営業所 所長 北川 修嗣	68,640	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第6号	G28 実施中の業務内容と重複する業務	—
11	令和6年度 患者モニタシステム機器保守 点検業務委託	07:01:01：医療・試 験検査、理化学機器 等保守	フクダ電子近畿販売株式会社 代表取締役 宮本 英幸	699,138	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
12	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院医療情報（部門）システムハードウェア保守業務委託	10:01:06:その他情報処理	日本事務器株式会社 関西支社 支社長 大下 雅弘	283,140	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	
13	令和6年度大阪市立弘済院附属病院 吸収式冷温水機1号機修繕に係る所要経費	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 田中 宏明	220,000	2024/4/11	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
14	令和6年度大阪市立弘済院附属病院 吸収式冷温水機等保守点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 田中 宏明	1,849,100	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
15	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム吸収冷温水機保守点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	株式会社日立ビルシステム 関西支社 取締役支社長 小口 辰廣	1,320,000	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
16	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院エックス線デジタル画像診断装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験検査、理化学機器等保守	コニカミノルタジャパン株式会社 官公庁営業部長 畑山 雄一	1,534,522	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
17	住吉市民病院跡地に新設する介護老人保健施設整備支援業務委託	13:26:01:その他	株式会社病院システム 代表取締役 小澤 輝由	16,225,000	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既に契約した業務と密接不可分の関係による	—
18	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院MRI装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験検査、理化学機器等保守	G E ヘルスケア・ジャパン株式会社 大阪支店 支店長 小隈 孝修	26,400,000	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
19	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院CT装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験検査、理化学機器等保守	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 関西支社 大阪支店 支店長 天満 清文	8,164,200	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
20	令和6年度 大阪市立弘済院附属病院医療情報（部門）システムソフトウェア保守業務委託にかかる所要経費の支出について	10:01:06:その他情報処理	日本事務器株式会社 関西支社 支社長 大下 雅弘	1,910,700	2024/4/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
21	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 2号吸収冷温水機修繕	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	株式会社日立ビルシステム 関西支社 取締役支社長 小口 辰廣	979,000	2024/5/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
22	〔放射線部・医事〕電子カルテ用プリンター修繕	13:26:01:その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 土岐 雄一	56,650	2024/5/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
23	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム厨房スポットエアコン点検作業	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	ダイキン工業株式会社 西日本サービス部長 東野 哲弥	16,280	2024/5/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
24	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム医務室扉修繕	13:26:01:その他	伊藤工務店 代表者 伊藤 誠二郎	27,500	2024/5/10	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号	G17 施設整備故障に伴う応急業務緊急工 事業者リストによる	—
25	フードプロセッサー 修繕	13:26:01:その他	三和厨房株式会社 代表取締役 中野 圭二	33,990	2024/5/13	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
26	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム スチームコンベクションオーブン軟水器カートリッジ交換	13:26:01:その他	日本調理機株式会社 関西支店 支店長 小西 洋	44,000	2024/5/14	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
27	令和6年度大阪市立弘済院会計年度任用職員定期健康診断等業務委託 (概算契約)	09:04:05集団検診	医療法人 橘甲会 理事長 中川 正	99,550	2024/6/5	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第6号	G28 実施中の業務内容と重複する業務	—
28	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 厨房スポットエアコン修繕	01:02:04:009 空調設備	ダイキン工業株式会社 西日本サービス部長 東野 哲弥	462,000	2024/6/11	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
29	令和6年度大阪市立弘済院附属病院吸収式冷温水機1号機修繕 (その2)	01:02:04:空調・冷暖房・換気設備	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 高畑 輝彦	1,870,000	2024/6/19	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院ボイラー保守点検業務委託

2 契約の相手方

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 タクマビル新館4階
株式会社日本サーモエナジー関西支社
支社長 桑原 敏寿

3 随意契約理由

滅菌用貫流ボイラー及び給湯用バコティンヒーターは、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なり、技術の熟練度及び障害発生時の対応、保守機材・部品の確保等、保守管理については、製造・設置会社以外では不可能である。

以上の理由により、機器製造会社である上記相手方と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）
電話番号06（6871）8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2別養護老人ホーム電気錠保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市阿倍野区王子町4丁目1番83号

株式会社J E I

代表取締役 山之口 英史

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホームは認知症の高齢者が入所しており、入所者が誤って施設から出ないように、施設共用部及び利用者居室の施錠を詰所で一元管理する電気錠システムを導入している。

当該システムは上記業者独自の設計であり、他社では保守点検を行えないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 6 年度 大阪市立弘済院附属病院
医療ガス設備保守点検整備業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 大阪市吹田市江の木町 9 - 9
会社名 近畿医療設備株式会社
代表者 代表取締役 米川 吉郎
- 3 随意契約理由 当該保守業務については、医療ガス設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的としており、極めて高度な安全性を要求される業務である。

上記事業者においては、当院の医療ガス設備工事及び医療ガス遠隔警報盤取替設置工事を施工し、当院の医療ガス設備を細部まで熟知していると共に、厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年指第 1 4 号）において定めのある一般財団法人医療関連サービス振興会の認定基準を吹田市域内で満たしている認定事業者でもある。

このため、医療ガス設備に異常が生じた場合の迅速な復旧対応が行える事業者であり、随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課（附属病院 G）
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 6 年度 大阪市立弘済院附属病院
MRI エアネットシステム保守点検業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 大阪市北区錦町 4 番 82 号
会社名 ダイキン工業株式会社
代表者 西日本サービス部長 東野 哲弥
- 3 随意契約理由 エアネットシステムとは、空調設備の故障・異常等をオンライン
で管理するシステムのことであり、本業務の対象は、附属病院MRI
撮影室に設置されているダイキン工業株式会社製の空調設備で
ある。
当システムの保守点検業務には、特殊の技術及び固有の部品が必要
であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。
よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課（附属病院 G）
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 ガスヒートポンプ保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区平野町4-1-2

業者名 大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部

代表者 業務部長 造座 克之

3 随意契約理由

附属病院にて設置しているガスヒートポンプは、大阪瓦斯が開発、販売を行うガス設備を利用したガス利用式空調機（ガス機器）であり、空調機及びガス機器に対する特殊な技術や手法、及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院

調剤支援システム・自動錠剤分包機保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区内淡路町2-1-5

業者名 小西医療器株式会社

代表者 代表取締役 林 高広

3 随意契約理由

附属病院薬剤部に設置している調剤支援システム・自動錠剤分包機は、小西医療器株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 超音波診断装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区大淀中1-1-30

業者名 キャノンメディカルシステムズ株式会社 関西支社 大阪支店

代表者 支店長 天満 清文

3 随意契約理由

附属病院にて使用している超音波診断装置は、キャノンメディカルシステムズ株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 6 年度 大阪市立弘済院附属病院
人工呼吸器保守点検業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 神戸市中央区楠町 5 - 4 - 8
会社名 宮野医療器株式会社
代表者 代表取締役 宮野 哲
- 3 随意契約理由 弘済院附属病院の人工呼吸器は、アメリカの NMI 社製 (Newport Medical Instruments Inc.社) であり、日本での輸入販売は株式会社東機貿が行っている。
当院での保守点検を含むメンテナンスに関しては、株式会社東機貿が指定する業者しか対応ができないため、上記事業者と随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課 (附属病院 G)
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 除細動器装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 吹田市江坂町1-12-28

業者名 フクダ電子近畿販売株式会社

代表者 代表取締役 宮本 英幸

3 随意契約理由

附属病院にて使用している除細動器装置は、フクダ電子株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記の者が、近畿地区（大阪府・奈良県・和歌山県地区）の販売とサポート（保守点検）をしており、上記業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院非常勤医師等放射線被曝線量測定業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

吹田市江坂町2-1-43

株式会社千代田テクノル 大阪営業所 所長 北川 修嗣

3 随意契約理由

放射線業務に従事する職員に対しては、労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令により雇用形態にかかわらず外部および内部被曝線量を測定し、測定結果を記録しておく必要がある。本務職員等の被曝線量測定業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、非常勤医師及び勤務時間数が常勤職員の4分の3以下の会計年度任用職員（以下「非常勤医師等」）については、総務局の対象としておらず、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と同一規格の測定器を使用し、測定を依頼することで円滑かつ効率的に被曝線量の測定を行えることから、非常勤医師等の放射線被曝線量測定については、本務職員等の放射線被曝線量測定業務委託受託業者との特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

（電話番号 06-6871-8002）

随意契約理由書

1 事業名

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 患者モニタシステム機器保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 吹田市江坂町1-12-28

業者名 フクダ電子近畿販売株式会社

代表者 代表取締役 宮本 英幸

3 随意契約理由

附属病院にて使用している患者モニタシステム機器は、フクダ電子株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記の者が、近畿地区（大阪府・奈良県・和歌山県地区）の販売とサポート（保守点検）をしており、上記業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 医療情報（部門）システムハードウェア
保守業務委託

2 契約の相手方

日本事務器株式会社 関西支社
支社長 大下 雅弘

3 随意契約理由

附属病院の医療情報（部門）システムは、平成24年2月執行の一般競争入札で落札業者となった日本事務器株式会社関西支社により、システム機器等が納入された。

この入札時点では、弘済院のあり方・方向性が定まっておらず、保守業務を含むリース契約ではその継続性に問題が生じることが懸念されたことから、保守を含まない機器等の買入のみとならざるをえなかった。

保守業務を他の業者に履行させた場合、納入した機器等に対する責任の所在が不明確になるなど、病院運営に著しい支障が生じるおそれがあること、また同部門システムのソフトウェア保守委託契約は同社と締結しており、ソフトウェア・ハードウェア保守が同一業者とすることにより、障害等発生時も迅速かつ的確な対応が可能で、病院運営への影響を最小限に抑えることができ、かつ費用面においてもソフトウェア・ハードウェア保守が別業者になる場合より、大幅な節減となることが想定されることから、前回（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の保守委託契約の相手方である日本事務器株式会社関西支社と引き続き保守業務委託契約を締結し、円滑なシステム運用を図る。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課附属病院グループ（電話番号 06-6871-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院附属病院 吸収式冷温水機1号機修繕

2 契約の相手方

大阪市東淀川区東中島1-19-40

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

支社長 田中 宏明

3 随意契約理由

本案件の吸収式冷温水機については、製造元である本契約相手方と保守点検契約を締結している。

冷暖房機の保守点検で、同1号機のバーナーモーター及びシロッコファンが経年劣化により運転時に異音が発生し、このまま放置すれば運転中にロックがかかり冷暖房運転が出来ない恐れがあると指摘を受けた。

冷暖房が出来なくなれば病院運営に支障をきたすため、当該部品を交換する必要が生じた。当該部品交換については、本契約相手方が製造・販売・保守を行っており、他業者では部品の手配・保守交換を行うことができない。

よって、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06（6871）8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院吸収式冷温水機等保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市東淀川区東中島1丁目19番4号

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

支社長 田中 宏明

3 随意契約理由

当院病院棟の冷暖房装置である吸収式冷温水機は、各製造会社により構造、規格（制御方法、吸収溶液管理基準、液循環方式）が異なり、代替が不可能な製造者独自開発の部品を用いているため機能維持及び保障を得るためには、製造者・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から当該吸収式冷温水機の製造・設置会社である上記相手方と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号06（6871）8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム吸収冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

事業者名 株式会社日立ビルシステム 関西支社

代表者 取締役支社長 小口 辰廣

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの吸収冷温水機は冷暖房設備を構成している機器である。当該施設では歩行能力が高く、活動性のある認知症を抱えた方を対象に運営しており、冷暖房設備に不具合が生じた場合、入所者の健康保持に重大な支障をきたす恐れがあることから、迅速な対応が求められる。

当該機器は株式会社日立ビルシステムが独自に設計・製作したものであり、他社による部品交換等の整備作業が不可能であり、競争入札に適さないため、上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当

福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）

電話番号：06（6871）8020

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和6年度 大阪市立弘済院附属病院
エックス線デジタル画像診断装置保守点検業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 大阪市西区西本町2-3-10
会社名 コニカミノルタジャパン株式会社
代表者 官公庁営業部長 畑山 雄一
- 3 随意契約理由 附属病院放射線科に設置している当該機器はコニカミノルタジャパン株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。
よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G3）
- 5 担当部署 福祉局弘済院管理課（附属病院G）
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

住吉市民病院跡地に新設する介護老人保健施設整備支援業務委託

2 契約の相手方

東京都豊島区目白 2-16-19 池袋若林ビル 7 F

株式会社病院システム

代表取締役 小澤 輝由

3 随意契約理由（業者選定理由）

- ・ 契約相手方は、令和 3 年 4 月から令和 4 年 9 月の間、本市が委託した「新施設（病院・老健・研究施設）の実施設計に係る医療機器・医療情報システム等の整備計画策定業務」において、大学が 3 施設全てを運営する想定のもとに、老健を含む 3 施設の機器等を選定し、そのレイアウトや設備プロット図等を策定しており、本業務は、これまで契約相手方が本市から受託した業務委託契約の履行内容を踏まえ、令和 5 年度に抽出した老健整備業務にかかる諸課題等に対する助言・提案等を求めるもので、過去の業務委託契約と密接不可分の関係にあることから、契約相手方は、本事業を確実かつ効率的・効果的に実施することができる唯一の事業者である。
- ・ よって、契約相手方を本業務の委託事業者と決定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結して老健整備支援業務を委託するものである。

（※）住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課経営企画グループ

電話番号：06 - 6871 - 2298

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院附属病院 MR I 装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市江坂町 5-7-10

業者名 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 大阪支店

代表者 支店長 小隈 孝修

3 随意契約理由

弘済院附属病院で使用しているMR I 装置は、GEヘルスケア・ジャパン株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和 6 年度 大阪市立弘済院附属病院 CT 装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区大淀中 1-1-30

業者名 キヤノンメディカルシステムズ株式会社 関西支社 大阪支店

代表者 支店長 天満 清文

3 随意契約理由

附属病院にて使用している CT 装置は、キャノンメディカルシステムズ株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院 G）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 2号吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
事業者名 株式会社日立ビルシステム関西支社
代表者 取締役支社長 小口 辰廣

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホームの冷暖房設備である吸収冷温水機2号機の冷却水水室に腐食による亀裂によって漏水が生じており、このまま使用を継続すると運転不能になる恐れがあるとの指摘があった。

当該施設は認知症の主に高齢者が生活しており、自身で体温調節を管理することは困難であることから、室温の管理は入所者の健康管理を行う上で非常に重要である。

今夏も猛暑が予想されていることから、早急に対応する必要がある。

当該機器は株式会社日立ビルシステムが独自に設計・製作しており、代替が難しい独自開発の部品を用いているため、他社による点検・調整が不可能であることから、上記業者に修繕を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）
電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

[放射線部・医事] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

（電話番号：06-6871-8034）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム厨房スポットエアコン点検作業

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区錦町4-82

事業者名 ダイキン工業株式会社

代表者 西日本サービス部長 東野 哲也

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホーム1階の厨房に設置されているスポットエアコンが稼働しなくなった。

当該施設は認知症を抱える方々の生活の場であり、全ての食事が厨房で用意される。そのため、厨房内は稼働中常に高温多湿であることから、提供する食事の衛生環境及び良好な作業環境を確保するため、早急に対応を行う必要がある。

当該機器はダイキン工業株式会社が独自に設計・製作しており、代替が難しい独自開発の部品を用いているため、他社による点検・調整ができないことから、上記業者に点検を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム医務室扉修繕

2 契約相手方

所在地 吹田市岸部中4丁目14-7

事業者名 伊藤工務店

代表者 伊藤 誠二郎

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホーム2階医務室の扉の鍵が施錠不能となった。
確認すると、扉と連動するフランス落としが脱落し施錠できない状態にあった。
医務室の扉が無施錠であることは、施設の運営上著しく危険を伴うことから急ぎ
対応を行う必要がある。

そのため、緊急工事事業者リストに基づき上記事業者に修理を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市立弘済院 管理課（施設運営） 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称 フードプロセッサー 修繕

2 契約相手方

所 在 地：八尾市中田 4 丁目 153 番

事業者名：三和厨房株式会社

代 表 者：代表取締役 中野 圭二

3 随意契約理由

第 2 特別養護老人ホームの厨房で使用しているフードプロセッサーが破損し、モーターベースに 10 cm 程度の亀裂が生じた。現状では使用可能であるが、亀裂から水が入り使用できなくなる等の恐れがある。入所者の食事提供に日々使用しているため、早急に修繕する必要がある。

当該機器はクイジナート社により製造されたものであるが、修繕等の対応については販売店に委託しており、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）

電話番号：06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
スチームコンベクションオープン軟水器カートリッジ交換

2 契約相手方

所在地：大阪府豊中市走井2-9-2
事業者名：日本調理機株式会社 関西支店
代表者：支店長 小西 洋

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で使用しているスチームコンベクションオープンに付随する軟水器カートリッジが取替時期となった。
目詰まりによるボイラーの故障を防ぐため、カートリッジの交換を行う。
当該機器は株式会社コメットカトウにより製造されたものであるが、保守管理等については販売店に委託しており、他社が修繕等を行うと責任の所在が不明確となることから、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市立弘済院 管理課（施設運営） 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院会計年度任用職員定期健康診断等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市中央区内久宝寺町3-4-1

医療法人 橘甲会 理事長 中川 正

3 随意契約理由

労働安全衛生法第66条第1項並びに労働安全衛生法施行規則第44条第1項の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対し定期健康診断を受診させる義務が課せられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員（以下「本務職員等」）の定期健康診断業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日以下勤務の会計年度任用職員のうち受診が必要とされる職員については、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と診断場所及び日時を合わせることができ、健診場所の事前準備経費及び健診スタッフの人件費等が不要であり、効率がよく安価となる。

また風疹・麻疹の抗体検査を実施するにあたっては、検査を実施する際に血液採取が必要であり、大阪市職員定期健康診断において血液採取を行うことから、定期健康診断の受託業者に検査を行わせた方が安価かつ効率的であり、また職員の身体的及び心的負担も減らすことができる。

以上のことから、週3日以下勤務の会計年度任用職員の定期健康診断、特殊健康診断及び風疹・麻疹抗体検査並びに結核定期健康診断について、大阪市職員定期健康診断実施業者と特名随意契約にて契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）（電話番号 06-6871-8002）

〔参考〕令和6年度職員定期健康診断等業務委託B（概算契約）の入札経過調書

電子入札経過調書			
結果情報			
案件名称	令和6年度職員定期健康診断等業務委託B(概算契約)		
委託科目	138:集団検診		
船行または納入場所	入札説明書のとおり		
事業担当	総務局		
開札日時	令和6年2月26日		
予定価格 (円)税抜	76,421,420		
最低制限/ 調査基準価格 (円)税抜			
結果	落札		
承認番号	693824		
落札者または 契約の相手方	医療法人 橘甲会		
落札金額または 決定金額(円)税抜	75,200,500		
経過情報			
承認番号	第1回入札参加者	第1回入札金額	摘要
693824	医療法人 橘甲会	75,200,500	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム厨房スポットエアコン修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区錦町4-82

事業者名 ダイキン工業株式会社

代表者 西日本サービス部長 東野 哲弥

3 契約理由

弘済院第2特別養護老人ホーム1階の厨房に設置されているスポットエアコンが不調となった。

当該機器は、平成30年7月に取替を行ったが、高温多湿の中で長時間稼働させる等、過酷な使用環境にあり、今春頃より風量が弱まり冷風が途切れる状態となったため、点検・調整を行った上使用を継続していたが、ついに稼働しなくなった。

当該施設は認知症を抱える方々の生活の場であり、全ての食事が厨房で用意されることから、提供する食事の衛生環境及び良好な作業環境を確保するため、適正な室温を保つ必要がある。

機器の更新を行うには新設機器に合わせた配管工事が必要となり、手配等に時間を要することから、速やかに既存機器の復旧を行うこととなった。

当該機器はダイキン工業株式会社が独自に設計・製作しており、代替が難しい独自開発の部品を用いているため、他社による調整・修繕ができないことから、上記業者に点検を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院附属病院吸収式冷温水機1号機修繕（その2）

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

本案件の吸収式冷温水機については、製造元である本契約相手方と保守点検契約を締結している。

5月の冷房運転開始から調子が悪く、調査の結果、胴体のどこかで腐食により穴が開き、そこから空気が侵入し、胴体の真空度が低下したため冷房運転が出来ないことが判明した。真空が保てないとのことであった。このままでは冷房運転が出来ないと指摘を受けた。

冷房が出来なければ病院運営に支障をきたすため、当該修繕を実施する必要がある。修繕については、本契約相手方が製造・販売・保守を行っており、他業者では保守・修繕を行うことができない。

よって、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（病院G）

電話番号 06（6871）8034